

茅ヶ崎市総合計画 基本構想 基本理念評価書

～茅ヶ崎市次期総合計画策定に
向けたこれまでの取組の総括～

【概要版】

平成 31 年 1 月
茅ヶ崎市

この冊子は、平成 30 年度に実施した基本理念評価の結果を取りまとめた「茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書」の概要版です。市の総合計画や評価の詳細については、ホームページより「茅ヶ崎市総合計画基本構想」、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」及び「茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書」をご覧ください（裏表紙参照）。また、市政情報コーナーにおいて、冊子としても閲覧できます。

茅ヶ崎市総合計画について

本市では、少子・高齢化の急速な進展や、社会経済の悪化等の影響により見込まれる厳しい財政状況など、本市を取り巻く環境が大きく変化することに伴い発生する課題に対応し、本市の魅力・活力を将来にわたって持続できるまちづくり、基盤づくりを行うため、平成 23（2011）年度を初年度とする 10 年間の計画として、「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」を将来の都市像として掲げ、現在の「茅ヶ崎市総合計画」を策定しました。

総合計画の進行にあたっては、計画をより実行性のあるものにするため、総合計画に定めた目標と市の組織を連動させ、施策の実行責任を明確化しています。

そのうえで、目標の達成に向けた具体的な取組を立案し、実行する過程において、行政評価と予算・人員編成などを連動させた、PDCA〔Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）〕マネジメントサイクルによる計画の進行管理をするものとしています。

現行の総合計画が、平成 32（2020）年度をもって終了することから、平成 29（2017）年 9 月に茅ヶ崎市自治基本条例の規定に基づき、平成 33（2021）年度を初年度とする新たな総合計画（以下、「次期総合計画」という。）の策定に着手しました。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31（2019）年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

1. 基本理念評価の目的について

次期総合計画の策定にあたり、現行の基本構想に基づいた、7年間（平成23年度から29年度まで）の取組を基本理念ごとに総括的に評価することにより、各基本理念の現状と課題及び今後の展望を把握し、次期総合計画の策定の基礎的な資料とすることを目的とします。

2. 評価の実施手法等について

- (1) 評価の対象：5つのまちづくりの基本理念及び21の政策目標
- (2) 評価の視点：①これまでの取組について
②政策の効果について
③指標及び数値目標の妥当性について
④課題の認識と次期総合計画における取組について
- (3) 評価の手法：①政策目標主管部局及び企画部による自己評価（内部評価）
②総合計画審議会による評価（外部評価）
③市長による評価（評価の決定）
- (4) 評価結果の反映：評価結果は、次期総合計画の策定に反映させるものとします。
なお、評価の過程において、短期的に改善可能とされたものについては、現行総合計画の期間において課題解決に向けた取組を進めるものとします。

3. 茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価

- (1) 評価の対象：21の政策目標
(※評価の実施にあたり、各分野の取組状況をヒアリングすることとしたため、外部評価の対象は政策目標としました。)
- (2) 評価の視点：①内部評価における課題の認識は適当であるか、過不足はないか。特に、今後の社会変化の予測を加味して課題を捉えることが出来ているか。
②内部評価における今後の取組の方向性は、課題認識に対して適切であるか。別の視点（分野横断的視点・広域的視点等）からのアプローチによる取組の可能性はないか。
③各分野における最新の動向はどうなっているか。
- (3) 評価結果：各委員の評価については、「外部評価コメントシート」を用いて取りまとめを行いました。意見の中で賛否がある場合には、論を併記することとし、各分科会において意見を一本化することはしないこととしています。

4. 基本理念評価の実施結果について

基本理念 1

学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり

【市政展開の方向性】

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地域社会全体が子育てに関わる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てに関わる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

政策目標

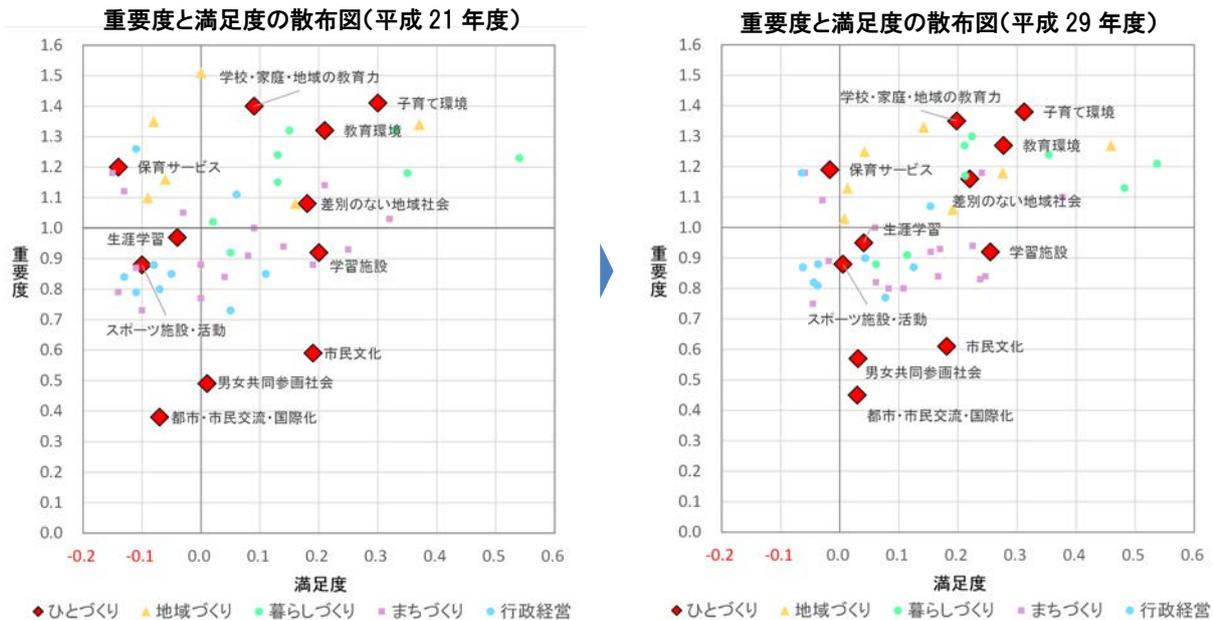
政策目標 1	次世代の成長を喜び合えるまち	[子育て]
政策目標 2	次世代をはぐくむ教育力に富んだまち	[学校教育・社会教育]
政策目標 3	次代に向かって教育環境ゆたかなまち	[教育環境]
政策目標 4	多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	[生涯学習・文化]

これまでの取組の総括

- 地域や関係機関とも連携し、より良い教育、生涯学習の機会を提供
- 国指定史跡下寺尾官衙遺跡群をはじめとした文化財の保全・保存
- 地域の活動・交流の場として、公民館等の社会教育施設を運営
- 文化行政と生涯学習を一体的に推進していくためのプランを策定し、効果的に施策を推進
- ゆかりの人物館や柳島スポーツ公園等の施設を整備し、地域文化やスポーツの振興を推進
- 香川駅前子育て支援センターの開設や小児医療費助成の対象を拡大など子育てしやすい環境を整備
- 保育園等の保育枠の拡大や児童クラブの整備に努め、多様化する保育ニーズへの対応を推進
- 小学校の大規模改修など学校教育環境を充実
- 共生社会の実現に向け、ホノルル市・郡との姉妹都市締結※や平和のつどいを開催

※ 姉妹都市間交流に関する事務については、現在、企画部秘書広報課で所管しています。

市民意識の動向



＜平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析＞

満足度は全体的に上昇傾向となっており、特に「保育サービス」「スポーツ施設・活動」「都市・市民交流・国際化」等については、平成 21 年度のマイナス値から改善が見られており、新たな待機児童解消対策や柳島スポーツ公園の整備、ホノルルとの姉妹都市締結等の成果が表れていると推測できます。

今後の方向性

今後も、子育てを取り巻く環境は大きく変化することが予測されることから、子育てにおけるニーズを把握するとともに、地域や関係機関等との連携を強化し、地域で包括的に子育て支援を実施します。また、保育需要は今後も高まることが想定されており、引き続き量的な充足に努めるとともに、保育の質の確保に重点的に取り組み、安心して子どもを預けられる環境の整備に努めます。

今後、学校施設の構造躯体が耐用年数を迎えることから、遊具・体育器具等の修繕や更新も含め、学校を取り巻く状況を見定め、計画的な教育環境の整備について検討を進めます。また、中学校給食の実施に向けた調査・検討を進め、中学校給食の早期実施を目指します。あわせて、学校給食の公会計化等の検討を進めるとともに、各学校と教育委員会事務局の業務を見直すなど、教職員の労働環境を整えます。

効果的な社会教育の推進に向けて、社会的動向や地域の情報を的確に把握した事業を展開するとともに、社会教育関係職員の資質の向上を図ります。

豊富な文化資源を活用した地域振興という観点から、部局横断的に持続可能な文化政策を展開できる仕組みについて検討を進めるとともに、オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを「する・みる・支える」の視点でさらなる振興を図ります。また、人口減少が始まる中、活力ある地域社会を維持するには、職場・家庭・地域等あらゆる場面において女性の活躍が期待されています。様々な場面において、すべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して取組を進めます。

【市政展開の方向性】

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

国際化の進展等に伴いモノやヒトの流れが活発になる中での予期せぬ感染症の発生予防とまん延防止、食品の安全性を確保するための監視・指導による市民の健康被害防止、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の取り組みの支援を通じて、地域の公衆衛生を支えます。

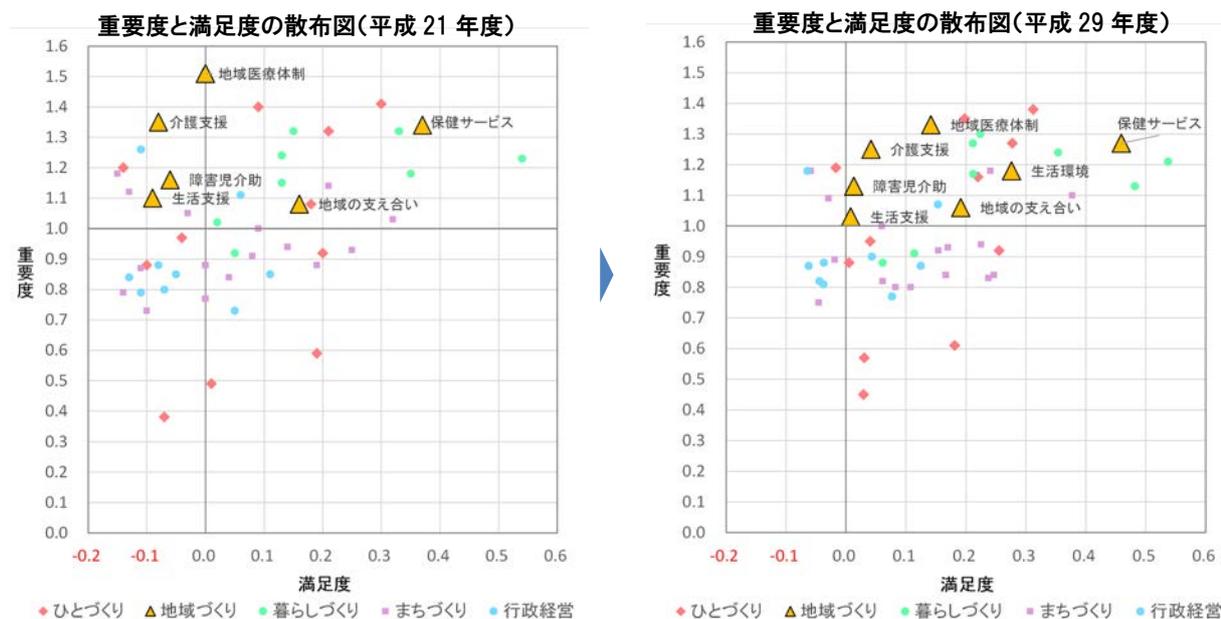
政策目標

政策目標 5	共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち	[福祉]
政策目標 6	質の高い医療サービスを安定的に提供するまち	[医療]
政策目標 7	だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち	[地域保健・公衆衛生]

これまでの取組の総括

- 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」等の関係計画に基づく取組の推進
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と福祉の連携強化など支援体制の充実
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料収納率向上など公的医療保険の基盤安定
- 疾病の予防・早期発見のため特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を推進
- 市立病院における救急患者の受け入れ強化やがん治療の充実
- 市立病院において乳腺外科や緩和ケア外来の開設、及びがん相談支援センターの設置
- 介護保険、障害福祉サービス、生活困窮者自立支援制度等の適正運営
- 分野に捉われない初期相談窓口として地域包括支援センター内に福祉相談室を設置
- 地域の支え合いや助け合いの拠点として地区ボランティアセンターを設置
- だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまちを目指し、保健所政令市へ移行
- これまで県が担っていた感染症対策や精神保健関連事業を市保健所で実施

市民意識の動向



<平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析>

重要度の全体的な傾向としては、超高齢化が進行する中、以前として高い数値となっています。また、満足度は全体的に上昇しており、特に「介護支援」、「地域医療体制」は大きく改善しています。介護予防を含む介護事業の充実や地域医療体制の整備の進展などの成果が表れているものと推測されます。

今後の方向性

地域福祉の推進に向け、福祉情報の発信による周知や福祉意識向上を目的とした啓発に引き続き取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けて主体的に地域づくりに取り組む仕組みを構築します。また、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、国に先行して取組を進めてきた相談支援体制等の整理を行ったうえで、高齢者、障害者、児童その他の福祉について、分野を横断する包括的な相談支援体制の構築を目指します。

さらなる高齢化が予測されるなか、特に虚弱化傾向にある高齢者の介護予防に関して、住民同士の支え合いやボランティアによる介護予防事業の充実を図ります。また、認知症やオーラルフレイル、エンディングに備えるための視点を強化した取組を進めるとともに、本市における介護に至る要因を分析し、それに対応する取組の検討を進めます。

公立病院は、地域における基幹病院として良質な医療を継続的に提供しつつ効率的な経営を求められています。団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年の医療需要の予測、目指すべき医療提供体制を示した地域医療構想を踏まえ、地域において必要な医療提供体制の状況を見定め公立病院としての役割を認識し、同時に収支改善に取り組みながら、今後の病院事業のあり方について検討を行います。

保健所の運営は、保健所政令市へと移行した平成 29 年度から 5 年間は、神奈川県より庁舎や人材等について支援を受け、取組を進めていますが、支援が終了する 34 年度以降も、自立して保健所を運営できるよう、保健所庁舎の整備や職員の人材育成を含めた組織体制構築等、様々な業務を含めた保健所のあり方について検討を進めます。

【市政展開の方向性】

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

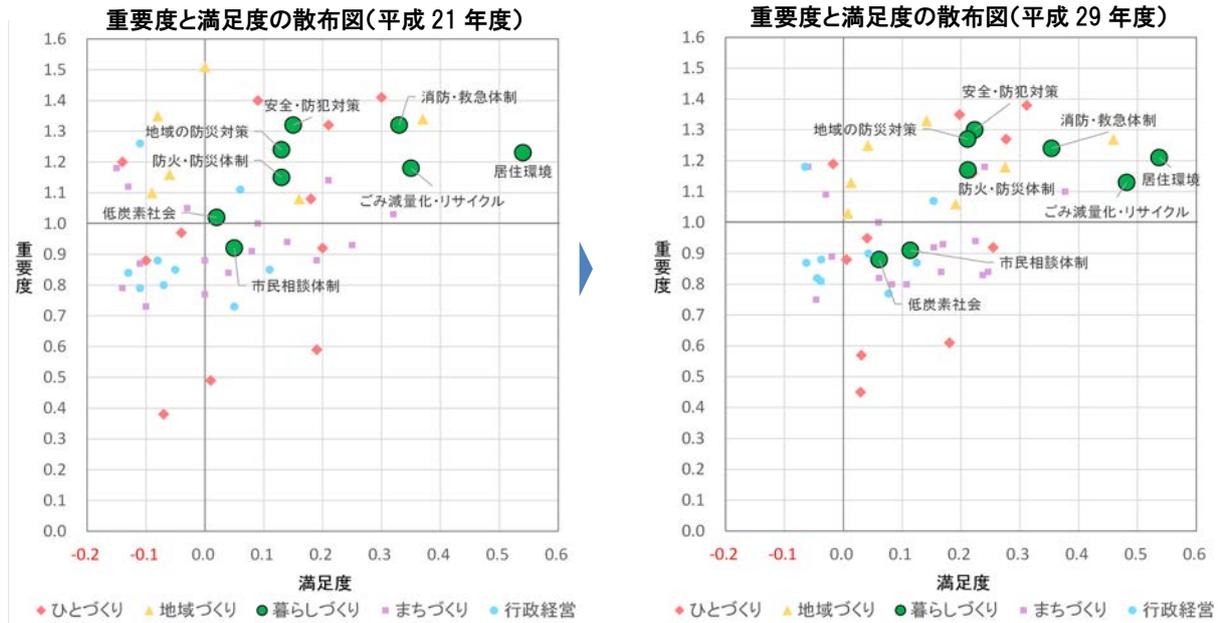
政策目標

政策目標 8	環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	[環境・資源]
政策目標 9	安全で安心して暮らせるまち	[安全・安心]
政策目標 10	生命や財産が守られるまち	[消防]

これまでの取組の総括

- 茅ヶ崎市環境基本計画に掲げる重点施策を進め、自然との共生に配慮したまちづくりを推進
- 太陽光発電設備設置補助事業等を実施し、温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギー化を推進
- プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類の収集及び使用済小型家電の回収を開始
- 茅ヶ崎警察署等と連携し、地域の防犯対策の推進や、交通安全教育や啓発活動を実施
- 東日本大震災等の災害を踏まえ、災害対策本部機能や防災備蓄資機材の充実、避難場所の確保
- 自主防災組織活動を支援し、地域防災力の向上を推進
- 様々な市民相談に対応するため、多様な相談窓口を開設
- 「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の支援を拡充
- 消防力の充実強化を目指し、寒川町との連携強化（指令業務の共同運用・広域化の検討）
- 消防団員との連携強化訓練や地域住民への移動式ホース格納箱等の訓練を実施
- 高まる救急需要に対応するため救急隊を増隊
- 救命及び防火体制の強化に向け、救命講習会等の実施や、住宅用火災警報器の普及啓発を推進

市民意識の動向



＜平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析＞

全体的な傾向として満足度は向上しており、これまでの取組の方向性に間違いはないものと認識しています。特に「ごみ減量化・リサイクル」「安全・防犯対策」「防火・防災体制」の項目で大幅な向上が見られ取組の成果があがっているものと考えますが。一方で、「低炭素社会」の項目については、他の項目と同様に満足度の向上はみられるものの、重要度は大幅に下がっており、省エネルギー化を始めとした、地球温暖化防止対策に対する意識が希薄になった可能性も考えられることから、今後の推移を注視する必要があります。

今後の方向性

多様化・複雑化する環境問題を解決するためには、環境分野の取り組みだけでなく、地域経済の発展や防災対策等、他の分野の取り組みが結果として環境問題の解決に繋がることから、様々な分野で環境施策を展開します。また、更なるごみの発生抑制及びリサイクルを推進するため、ごみの排出量に応じた費用負担によりごみの減量・分別意識を高める、家庭ごみの有料化についての検討を進めるのとあわせ、排出者責任の明確化によりごみの減量・分別意識を高める、戸別収集についての検討も進めます。

近年、日本各地で発生している災害や危機事態の教訓を本市の取組に生かすため、関係機関と連携協力しながら、自主防災組織の充実や住民の自発的な防災活動等の促進など、地域防災力の向上に向けた取組を推進するとともに、職員の訓練や研修、各種計画の見直しを行うなど、継続的に防災体制の強化に取り組みます。

高齢化が進展するなか、高齢者が関係する事故や詐欺等の被害にあう件数が増加傾向で推移していることから、関係機関等との連携の強化を図るとともに、周知啓発等の取り組みをさらに推進し、市民が安心して相談できる体制を整えます。

また、人口減少や少子高齢化の進行など、時代の変化に対応し、市民の安全・安心が確保できる持続可能な消防体制を構築するため、消防の広域化など効果的・効率的な消防組織の体制整備を進めます。

【市政展開の方向性】

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人々が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

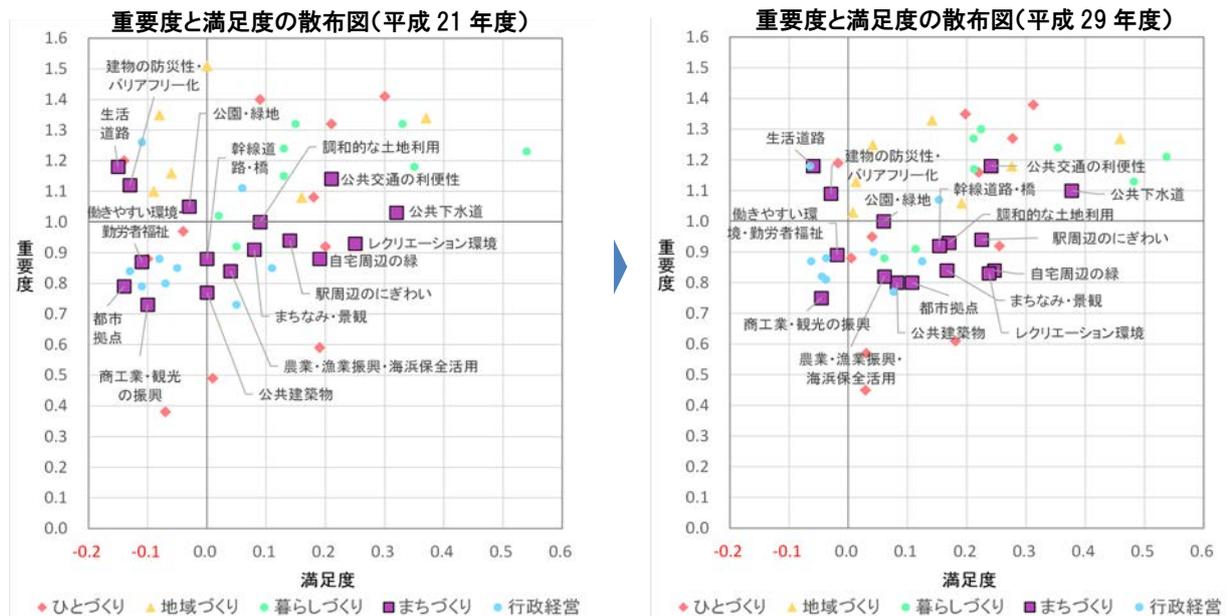
政策目標

政策目標 11	魅力にあふれ住み続けたいまち	[都市づくり]
政策目標 12	だれもが快適に過ごせるまち	[土木・基盤]
政策目標 13	快適な水環境が守られるまち	[下水道・河川]
政策目標 14	地域の魅力と活力のある産業のまち	[産業・雇用]
政策目標 15	農地の適正で有効な利用を図る	[農業委員会]

これまでの取組の総括

- 都市マスタープランをはじめ、景観計画、みどりの基本計画等各種計画に基づく取組を推進
- 予約型乗合バスの導入やコミュニティバスのルートの見直しの実施
- ちがさき自転車プランの改定、鉄砲道の自転車専用レーンの整備、レンタサイクル事業の実施
- みどりの保全や緑化の推進を図るため、特別緑地保全地区の指定や生け垣築造事業等を実施
- 住宅及び特定建築物の耐震化率の向上を図るため、周知啓発活動や補助事業を実施
- 幹線道路・環状道路の整備の推進及び、歩道整備やバリアフリー化による歩行空間の確保
- 柳島キャンプ場や市民の森などレクリエーションという視点から事業を実施
- 公共下水道（污水・雨水）及び河川を整備及び維持管理に努め、浸水や環境負荷の軽減を推進
- 産業面・観光面から活性化を図るため、事業者等への各種支援を実施
- 農商連携による新商品開発やブランド商品づくりを推進
- 市内の雇用創出のため、子育て中の女性が子どもを見守りながら働ける事業所を誘致
- 辻堂駅周辺地区について、藤沢市や関係機関等と連携し、辻堂駅改良及び西口跨線橋を整備
- 浜見平まちづくり計画に基づき、浜見平地区を市域南西部の生活・防災拠点として整備
- 萩園字上ノ前地区について、土地区画整理組合へ支援を行い、産業系への土地利用転換を促進

市民意識の動向



<平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析>

満足度については、全ての項目についておおむね上昇しており、特に、「都市拠点」、「幹線・道路」は顕著に向上しており、辻堂駅西口周辺地区や浜見平地区等での拠点づくり等が市民にとって実感を伴う成果となっていると推測されます

今後の方向性

茅ヶ崎が本来持っている魅力を楽しむことができるような空間づくりを行うとともに、魅力を伝え、触れられる機会を創出します。また、社会構造が変わる中で多様化する市民ニーズに応えるため、これまでの民間事業者による大量輸送等の交通手段に限らず、様々な手法を検討し、その地域により適した交通手段の導入を進めます。

限られた財源の中で、道路や公園等の施設を効果的かつ効率的に整備及び維持・保全していくため、各施設の優先順位を見定め、計画的に取組を進めます。

安定的に下水道サービスを提供するため、下水道整備区域における未接続世帯の解消に向けた取組を進めるとともに、ストックマネジメント手法により計画的な維持管理業務を実施します。また、事業規模が大きい、雨水対策については、施設整備だけでなく、既存の雨水貯留・浸透（流出抑制対策）等のソフト対策を併せて、総合的に検討を行います。

社会情勢や経済状況の変化を的確に捉えた経済施策を展開するため、国や県、市内事業者等を始めとした、多様な主体と連携して取組を進めるとともに、子育て中の女性や、セカンドライフに入った高齢者等、多様な働き手及び働き方を創出するため、関係機関と連携しながら取り組みます。

自立的な地域活動を支える持続可能な地域の仕組みづくりを目指し、地域住民や事業者、行政などが協力・連携して、活力や魅力を創出する機能を備えた生活拠点づくり、防災機能を有する公園を中心とした防災拠点づくり、家族構成の変化や多様なライフスタイルに応える住宅供給等に取り組み、一つのまちとしてトータルでデザインを行います。

【市政展開の方向性】

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。

分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果を生かした進行管理による行政経営を行います。

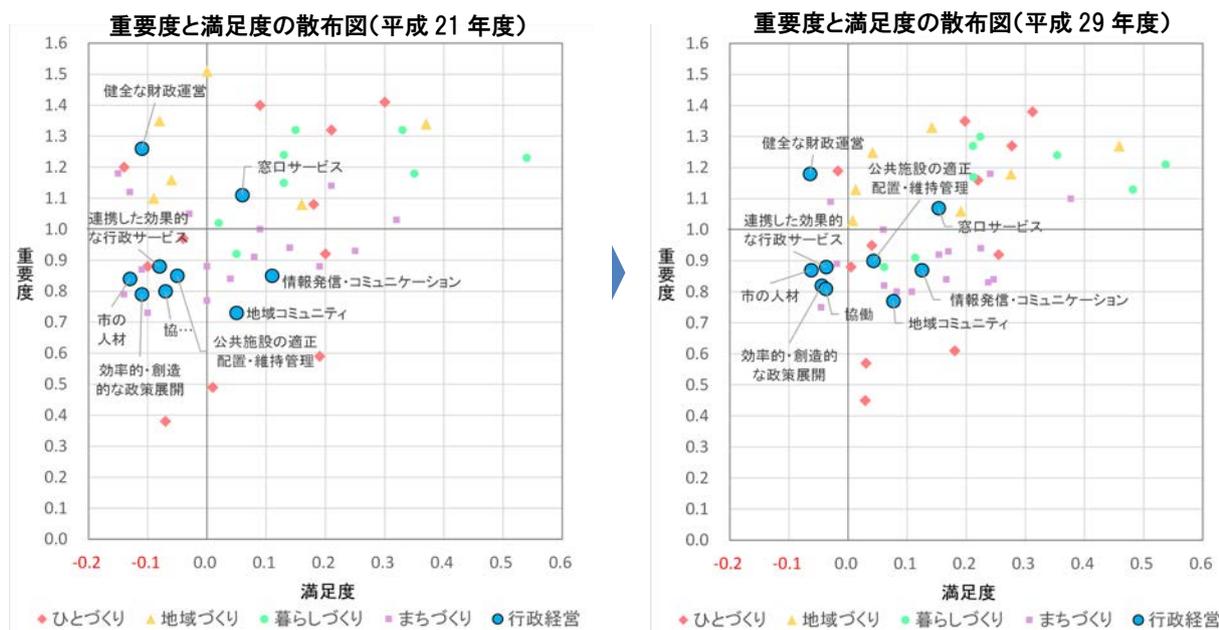
市民や事業者とのコミュニケーションや協働の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主体的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

政策目標		
政策目標 16	社会の変化に対応できる行政経営	[企画]
政策目標 17	それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営	[総務]
政策目標 18	ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営	[財務]
政策目標 19	公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る	[会計]
政策目標 20	住民の意思を行政に反映させる	[選挙]
政策目標 21	行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する	[監査]

これまでの取組の総括

- 行政改革大綱又は経営改善方針に基づく取組を推進
- 情報システムの最適化を推進
- 市の外郭団体の整理統合を推進
- 事務事業評価等により事業の進行管理、業務改善、事業の休廃止の検討を実施
- 市税滞納額の縮減、徴収率の向上を図り歳入を確保
- 広告事業や貸付事業などを行うことで行政財産を活用した財源確保を推進
- 庁舎等のLED化といった歳出削減策を実施
- 職員定数のミスマッチ解消に向けた取組に着手
- 「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に基づく施策を推進
- 「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき施策を推進
- 職員の人材育成を推進するため、採用試験改革や複線型人事システム、職員研修制度を充実
- 職員のモチベーション向上を図るため、人事評価の結果の処遇反映を開始
- 市民満足度調査の結果等を踏まえ、総合計画の中間見直しや政策・施策評価を実施
- 提案型民間活用制度をはじめとした公民連携手法を用いて事業実施主体の最適化を推進
- 新しい公共の形成に向け、協働推進事業を継続的に実施

市民意識の動向



＜平成 21 年度から平成 29 年度への推移の分析＞

満足度は、全体的に上昇傾向となっていますが、特に「公共施設の適正配置・維持管理」については、マイナス値からプラス値へ改善が見られており、公共施設整備・再編計画に基づく事業に一定の進捗があったことがその要因と推測されます。

今後の方向性

加速する少子高齢化及び人口減少社会へ対応するため、子育て層の定住促進を図るためのシティプロモーションを進めます。また、地方分権の推進により権限移譲の促進を図り、さらなる市民サービスの向上に努めるとともに、ICT の活用による定型的な単純作業の効率化や国が定める「官民データ活用推進基本計画」に基づいた、オープンデータの拡大やビッグデータの利活用を庁内横断的に実現することにより、新しいイノベーションの創出を目指します。

窓口サービスの質の維持又はさらなる向上を目指し、効果的な手法を検証するとともに、定例・定型的な業務についてアウトソースの活用の可能性など、実施方法の最適化の検討を進めます。また、公共事業の担い手となる事業型 NPO として、継続的に公共事業に取り組んでいくことが出来る市民活動団体の育成をするとともに、市民活動を取り巻く環境の変化を踏まえながら、将来を見据えたうえで、協働の取り組みのあるべき姿の検証を進めます。

職場における対話の機会を確保するなど、コミュニケーションを通じた人材育成、職員の意欲の向上を図るとともに、ワークライフバランスを推進し、職員の健康の保持・増進を図るとともに、人材育成の取組と連動した的確な配置管理をより一層進め職員がやる気を持ち、成果を出せる体制づくりを進めます。

持続的な市政発展に向けた取組を推進するため、地方財政対策や国等の動向を注視し、補助金等の確保に努めるとともに、クラウドファンディングやネーミングライツといった新たな財源の確保に向けた取組を進めます。

「茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書」に対するご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見・ご提案は、次期総合計画の策定等の参考とさせていただきます。なお、いただいた個々のご意見・ご提案に対して、直接、個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見、ご提案は次のいずれかの方法でお寄せ下さい。

【募集期間：平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで】

手紙

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
企画部 企画経営課 企画経営担当

FAX

0467-87-8118

※任意の様式で構いませんが、「茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書」と明記して下さい。

インターネット

■ホームページ

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1026248/1033278.html>

※専用のお問い合わせフォームをご利用ください。

QR コード



茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価書【概要版】

～次期総合計画策定に向けたこれまでの取組の総括～

平成 31（2019）年 1 月発行

発行：茅ヶ崎市

編集：企画部 企画経営課

電話：0467-82-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

QR コード

